

千葉県告示第307号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により千葉県桜木園の使用料及び手数料の徴収事務を委託した相手方の名称が変更されたので、同条第2項の規定により告示します。

令和2年4月1日

千葉市長 熊谷俊人

1 変更前の相手方の名称

千葉県中央区千葉寺町1208番地2
社会福祉法人千葉県社会福祉事業団
理事長 竹川 幸夫

2 変更後の相手方の名称

千葉県中央区千葉寺町1208番地2
社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
会長 竹川 幸夫